

会計検査において不当事項と指摘された事例

	不当事項	留意点
1 認可定員が誤っていたために、交付額が過大に算定されたもの	交付基準額の算定は認可定員に基づくこと。事業計画当初から定員に変更が生じる場合は、交付申請や変更交付申請に際して変更後の定員で改めて算定し直すこと。また、実績報告においては、認定を受けたことを証明する書類を添付するとともに、認可定員に当初の計画から変更が生じていないか、必ず確認すること。	実績報告書の作成にあたっては、交付対象事業が交付年度内に完了したことなどを必ず確認すること。本体工事については、建築確認（検査）済書の日付を確認すること（2か年事業の1年目は除く）。解体撤去工事についても、事業完了報告書等により、作業が交付年度内に完了していることを確認すること。
2 交付年度内に一部の工程が完了していかなかったにもかかわらず、完了したものとして実績報告を行い、交付額が過大に算定されたもの	本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計費や事務費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上すること。共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことがわかるよう示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。	(いざれの事例においても、国庫への返還が生じている。) ※内容については厚生労働省とも調整済み
3 実施設計費に補助対象外工事にかかる費用が含まれていたため、交付額が過大に算定されたもの		